

平成 19 年 2 月  
農 林 水 産 省  
総合食料局食品産業企画課

## 食品リサイクル制度の見直しについて

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会  
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会  
最終とりまとめ(案)

### 1. 見直しの経緯

食品リサイクル法（平成13年5月施行）では、概ね5年ごとに基本方針の見直し及び法の施行状況の検証を行うこととされている。

このため、平成17年10月から「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(座長：牛久保明邦東京農業大学教授)」において検討を開始した。

18年9月以降は、共管省である環境省の「中央環境審議会」と合同で審議を重ね、12月26日に最終とりまとめ(案)を整理し、1月26日までパブリックコメントを実施した。

### 2. 最終とりまとめ(案)の概要

最終とりまとめ(案)は、食品リサイクル制度の現状と抱えている課題を踏まえつつ、今後の同制度の一層の進展のために、主として以下について見直し方向を提言

#### (1) 再生利用等実施率目標のあり方

現行制度では、食品循環資源<sup>1</sup>の再生利用等の実施率<sup>2</sup>目標は、業種・業態に関わらず一律に20%に設定されている。平成17年度における我が国全体の実施率は重量ベースで52%に達する一方、企業数で見ると、目標達成企業は全体の2割程度にとどまるなど業種・企業間で取組に格差も見られることから、これらの実態を踏まえ、取組の一層の推進を図る観点から新たな目標値を設定する必要がある。

新たな目標値の設定に当たっては、

業種の特性を考慮し、業種別の達成目標を設定するとともに、  
個々の食品関連事業者に自社目標を算出させて、行政が適宜、指導監督していく仕組みを設けることが必要である。

1 食品廃棄物のうち資源として活用できる有用なもの

2 食品廃棄物等の発生抑制や、食品循環資源を再利用する取組等により、廃棄物としての排出量を減らした率。

(2) 食品廃棄物等の発生抑制の推進施策のあり方

現行の食品廃棄物等の発生抑制については、企業自身も量的に把握しづらいことや、業種・業態の事情が反映されていなかったこと等から、取組が十分ではないとの指摘がある。

このため、再生利用等の目標とは別に、業種・業態ごとに発生抑制の目標を設定することが必要である。

(3) 再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

再生利用等の取組内容を公表することは、食品関連事業者が自社の現状を把握し、改善を行う動機付けになるなど有用であるが、現行制度では、国への報告や情報公開は義務付けられていない。

このため、多量発生事業者 に対し、再生利用等の実施状況について報告を求め、情報公開を行うことが必要である。

年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の事業者

(4) 再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方

現行制度では、食品廃棄物の再生利用手法は、肥料化、飼料化、油脂製品化、メタン化に限定されており、また、4手法の間で優先性はない。

しかしながら、技術の進歩や社会情勢の変化を踏まえ、

飼料自給率向上を図る観点から、飼料化を優先するとともに

再生利用製品の需要、技術の確立の状況、環境への負荷等を考慮した上で、4手法以外の新たな再生利用手法を追加することを検討する必要がある。

(5) 広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方

食品循環資源の再生利用を一層推進していくためには、食品循環資源が再生利用製品の原料として安定的に供給できる仕組みを整えとともに、製造されたりサイクル製品が確実に利用される取組を増やしていくことが必要である。

このため、食品関連事業者が、リサイクル肥飼料等を利用して生産された農畜産物を購入・販売する取組を認定する制度を設け、認定された場合には、食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるよう、収集運搬について廃棄物処理法の特例の適用を拡充することが必要である。

(6) チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方

現行制度では、食品循環資源の再生利用等の実施率は、チェーン方式

で事業展開している事業者であっても、経営主体ごとに評価していることから、例えばフランチャイズ店では店舗単位で評価することとなり、取組が非効率になるとの指摘がある。

このため、本部機能を有する部署によってチェーン全体を指導できる食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなし、リサイクル等に取り組んだ実績の評価や、行政による指導等の対象とできる措置を講じることが必要である。